

## 国民健康保険税は必ず納期限までに納めましょう！

国民健康保険税は、病気やケガなどのときにかかる医療費の大切な財源になります。  
みなさんが納める国民健康保険税により、大きな病気やケガをしたときでもすべての人が安心して医療を受けることができます。

国保の医療費は「国民健康保険税」が支えています。

### 国民健康保険税を納めるのは世帯主です

世帯主本人が国保加入者でない場合でも、同一世帯の家族に国保加入者がいれば世帯主が納税義務者となります。この場合、世帯主の所得などは、所得割等の計算には含まれていません。納税通知書は世帯主あてにお届けしていますので、ご確認をお願いします。

例)	世帯主(社会保険本人)	▶	世帯主が社会保険の場合でも 国民健康保険税の納税義務者は、 世帯主となります。
	妻(社会保険扶養)		
	子(国民健康保険)		

### 納税はできるだけ口座振替のご利用をお願いします

納め忘れがないように、簡単で便利な口座振替をおすすめします。

**申込方法**：通帳と印鑑(通帳届け出印)を持って市内の金融機関の窓口へ  
「口座振替依頼書」に必要事項を記入してお申し込みください。

## 国民健康保険にご加入の方へ 所得の申告をお願いします！

- ・平成30年度の国民健康保険税は、平成29年中の所得などにより算定されます。
- ・国民健康保険税は所得が無い方にも課税されますが、所得が一定以下の場合、国民健康保険税が軽減される制度があります。
- ・軽減を適用するには所得の申告がされていることが条件となりますので、

**所得が無い方についても、必ず申告してください。**

■お問合せ 保険年金課 ☎0297(21)2187